

- 會社側の荷馬車十臺及び貯子十台を譲渡し、並に
 十、同業主恩因
 十一、同業主恩因
 十二、同業主恩因
 十三、同業主恩因
 十四、同業主恩因
 十五、同業主恩因
 十六、同業主恩因
 十七、同業主恩因
 十八、同業主恩因
 十九、同業主恩因
 二十、同業主恩因

法人 謝賜會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

- 及び一、二晝夜を要すること多く其の間挽子は自己の飲食はもとより馬糧費を要し生活困難を理由に賃金値上を要望するに至つたのである。
 因みに賃金は月平均挽子五拾圓、看視人四拾五圓程度である。
 十一、要求並に解決條項
 十二月八日従業員代表として挽子、看視人各一名は會社側に次の事項を口頭にて要求した。
 1、賃金二割値上すること
 2、夜間運搬に要する燈火代一回拾五錢支給すること
 3、途中の馬糧代一回拾五錢支給すること
 右要求に對し會社側は即答を避けたので越えて同月十四日更に再度の要求をなして拒絶されたので右代表等は會社側